

佐賀県 条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 3 月 日

佐賀県知事

◎佐賀県条例第27号

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例
佐賀県議会委員会条例（昭和31年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。</p> <p>2 略</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p> <p>(説明の要求)</p> <p>第17条 委員会は、審査又は調査のため知事、教育委員会の<u>委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。</p>	<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p><u>2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p> <p>(説明の要求)</p> <p>第17条 委員会は、審査又は調査のため知事、教育委員会の<u>教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは議長を経てなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合には、その教育委員会の委員としての任期中に限り、この条例による改正前の佐賀県議会委員会条例第17条の規定は、なおその効力を有する。